

## VI 各種申請・届出添付書類

## 開設しようとする診療所の概要

名 称						
所 在 地			電 話	( ) -		
所管保健所名						
診療科目						
病 床 数	床					
管 理 者	氏 名					
	医 籍 第 号 ( 年 月 日登録)					
職 員	職 種	現 員		職 種	現 員	
		常 勤	非常勤		常 勤	非常勤
	医 師 歯 科 医 師 看 護 師 准 看 護 師 歯 科 衛 生 士 看 護 補 助 者 薬 剤 師 栄 養 士 診療放射線技師 診療 X 線 技 師	人	人	臨 床 検 査 技 師 衛 生 検 査 技 師 歯 科 技 工 士 理 学 療 法 士 作 業 療 法 士 ・ ・ 事 務 員	人	人
	合 計					
診 療 日	月曜日～土曜日					
診 療 時 間	月～金 ○時から○時まで ○時から○時まで 土 ○時から○時まで					
非 常 勤 医 師 の 勤 務 状 況	○○○○ (内科、小児科) 月 ○時から○時まで □□□□ (宿直) 火、木 ○時から○時まで					

- 注 1. 現員欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記入すること。  
 2. 次の書類を添付すること。  
 (1) 周辺の概略図  
 (2) 診療所の敷地図 (ビルの一室で開設する場合はフロアの平面図)  
 (3) 診療所の平面図  
 3. 療養病床を有しない診療所は、この様式による。  
 4. 土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類  
 (1) 賃貸借契約書 (写し)  
 (2) 覚書…従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合  
 (3) 不動産登記の登記事項証明書  
 (4) 不動産を法人関係者から賃借する場合は賃借料の算出根拠資料を添付  
 5. 診療時間に昼休憩が含まれる場合は午前と午後の診療時間を分けて記載すること。

## 開設しようとする附帯事業所の概要

名 称						
所 在 地		電 話	( )	—		
所管部署名						
入所者数	名					
管 理 者	氏 名					
	免許番号 第 号 ( 年 月 日登録)					
職 員	職 種	現 員		職 種	現 員	
		常 勤	非常勤		常 勤	非常勤
	看 護 師 介護支援専門員 介護福祉士 介護職員 ・ ・	人	人	・ ・ 事 務 員	人	人
			合 計			
営 業 日	月曜日～土曜日					
営業時間	月～金 ○時から○時まで ○時から○時まで 土 ○時から○時まで					

- 注 1. 現員欄は、常勤と非常勤、職種別に分けて記入すること。  
 2. 次の書類を添付すること。  
 (1) 周辺の概略図  
 (2) 事業所の敷地図 (ビルの一室で開設する場合はフロアの平面図)  
 (3) 事業所の平面図  
 3. 土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類  
 (1) 賃貸借契約書 (写し)  
 (2) 覚書…従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合  
 (3) 不動産登記の登記事項証明書  
 (4) 不動産を法人関係者から賃借する場合は賃借料の算出根拠資料を添付  
 4. 診療時間に昼休憩が含まれる場合は午前と午後の診療時間を分けて記載すること。

## 覚 書

〇〇（以下「甲」という。）と、〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した〇年〇月〇日付け定期建物賃貸借契約書（以下契約書という）に関し下記のとおり取り決めた。

### 記

契約書において、第〇条記載のとおり、賃貸借の期間が〇年間となっており、協議が整った場合に限り更新することができるとなっているが、乙に営業が継続しがたい事由が発生しない限り、甲乙とも本契約を継続することとし、これにより賃貸借契約期間については長期間となることをお互いに確認する。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、当事者各1通を所持する。

年 月 日

甲

乙

令和 年 月 日

神奈川県知事 ○○ ○○ 殿

## 誓 約 書

医療法人○○は、同法人が開設しようとしている○○診療所に関し、○○と○○で締結した○年○月○日付け建物賃貸借契約書における契約期間が満了した後も、再契約を締結し診療を継続できるように努め、万が一立ち退かざるを得ない場合であっても、近隣で医療法人として診療所を経営し、適正な診療を継続することを、ここに誓約いたします。

所在地 ○○○○○○○○○

名 称 医療法人○○

理事長 ○○ ○○

年 月 日

医療法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇 殿

氏 名

⑩

### 管理者就任承諾書

年 月 日開催の医療法人〇〇会の社員総会において、医療法人〇〇会が開設しようとする△△△診療所の管理者に選任され、その就任を承諾します。

- 注1. 医師（歯科医師）免許証の写しを添付すること。  
2. 写しを添付する場合には理事長の原本証明をすること。  
3. 実印を押印すること。

年 月 日

医療法人〇〇  
理事長 〇〇 〇〇 殿

住所

氏名

印

## 役員就任承諾書

私は 年 月 日開催の社員総会において理事に選任され、医療法人〇〇会の役員に就任することを承諾します。

- 注 1. 写しを添付する場合には理事長の原本証明をすること。  
2. 理事長就任の場合には、「役員」の文字を「理事長」に変更してください。  
3. 監事就任の場合には、「理事」の文字を「監事」に変更してください。  
4. 実印を押印すること。

## 履 歴 書

現 住 所

ふ り が な

氏 名

生年月日

学 歴 (概ね高校以上)

医師 (歯科医師) については医師 (歯科医師) 免許証番号、登録年月日を記載すること。  
その他の有資格者についても、免許証番号、登録年月日を記載すること。

職 歴

(できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係のある営利法人等の役職員を兼務する場合は、その法人名及び役職についても記入すること。)

賞 罰 (ない場合はなしと記入すること。)

以上のとおり相違なく、医療法人の役員としての欠格事由には該当しません。

年 月 日

氏 名

⑱

1. 就任する役員全員が作成すること。
2. 他の医療法人及び営利法人の役員の職についている場合は必ず職歴欄に記載すること。
3. 印鑑登録証明書を添付し、履歴書に実印を押印すること。
4. 現住所は印鑑登録証明書と同じ表記にすること。
5. 開設・経営上利害関係にある営利法人の役員等の役職員を兼務する場合は、兼務する営利法人等の規模が確認できる書類 (役員名簿等) を添付すること。
6. 学歴、職歴に空白期間がある場合は、「令和〇年〇月～令和〇年〇月 就学 (就業) 準備期間」のように記載すること。
7. 写しを添付する場合には理事長の原本証明をすること。

## 変更後 2（3）年間の事業計画

初年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

次年度（ 年 月 日 ～ 年 月 日）

1. 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込等該当するものを箇条書きにすること。
2. この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。
3. 初年度の変更後の実期間が6箇月未満の場合には、次々年度分の事業計画を加え、表題を「設立後3年間の事業計画」に修正すること。予算書についても同様に作成すること。
4. 事業計画は年度ごと、かつ1年を単位として作成すること。

## 変更後 2 ( 3 ) 年間の予算書

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初年度 (変更前)	初年度 (変更後)	次年度	次々年度
医 業 収 入 入 院 収 入 外 来 収 入 文 書 料 そ の 他 医 業 外 収 入 借 入 金 拠 出 金 等 前年度繰越金				
計				

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初年度 (変更前)	初年度 (変更後)	次年度	次々年度
医 業 費 用 医 業 外 費 用 施 設 整 備 費 施 設 整 備 費 医 療 機 器 購 入 費 借入金(元金)返済 法 人 税 等 翌年度繰越金				
計				

## 予算明細書

初（次）年度

	1日平均	1箇月平均	1年（※）
入院患者数	人	人	人
外来患者数	人	人	人

注1. 入院患者数（1年）＝入院患者数（1日平均）×365（366）日とする。

2. 外来患者数（1年）＝外来患者数（1箇月平均）×12とする。

3. 初年度が1年に満たない場合は、実月数で計算し、（※）は表記月は当該実人数とする。

（収入）

科 目	金額（千円）	内 容 説 明
医 業 収 入		
入院収入		
自費収入	平均	円×年間 人
社会保険等収入	平均	円×年間 人
室料差額収入	平均	円×年間 人
外来収入		
自費収入	平均	円×年間 人
社会保険等収入	平均	円×年間 人
文書料		診断書発行 円×年間 件等
その他		集団検診料等
医 業 外 収 入		
受取利息		預託金の利息
その他		従業員などの給食収入等
借入金		銀行などからの借入金
拠出金等		
前年度繰越金		
計		

（作成上の注意）

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
2. 内容説明欄において、入院・外来それぞれの自費患者数と社保患者数の合計が、「入院・外来患者数表」の1年間の患者数と一致すること。
3. 自賠法、労災法等による診療報酬は、自費収入に入れること。
4. 初年度、次年度の2年分作成すること。また、初年度が6箇月未満の場合は次々年度も作成すること。
5. 開設する医療施設ごとに収入内訳書を作成すること。ただし、新たに開設・移転する施設以外は作成を省略して差し支えないこと。省略した場合、予算書（収入）一覧表（74-2ページ）を作成すること。

(支出)

科 目	金額 (千円)	内 容 説 明
医 業 費 用 給 与 費 職 員 給 与 退 職 給 与 引 当 金 法 定 福 利 費 役 員 報 酬 材 料 費 医 薬 品 費 給 食 用 材 料 費 診 療 材 料 費 医 療 消 耗 備 品 費 経 費 福 利 厚 生 費 旅 費 交 通 費 職 員 被 服 費 通 信 費 消 耗 品 費 会 議 費 光 熱 水 費 修 繕 費 賃 借 料 保 険 料 交 際 費 租 税 公 課 そ の 他 委 託 費 そ の 他 医 業 外 費 用 支 払 利 息 そ の 他 施 設 整 備 費 施 設 整 備 費 医 療 機 器 購 入 費 そ の 他 借 入 元 金 返 済 法 人 税 等 翌 年 度 繰 越 金		給与費内訳書の職員給与のとおり  給与費内訳書の役員報酬のとおり  福利施設負担額など法定外福利費 業務のための出張旅費 従業員に支給又は貸与する白衣等 電話料、郵便料金等 事務用品費等 諸会議費等 電気料、ガス料、水道料等 有形固定資産の修繕料 土地、建物等の賃借料 (月〇〇〇円×〇箇月) 火災保険料等 接待費及び慶弔など交際に要する費用 固定資産税等  検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費 研究研修費、本部費等
計		

(作成上の注意)

1. 初年度、次年度の2年分作成すること。また、初年度が6箇月未満の場合は次々年度も作成すること。
2. 開設する医療施設ごとに支出内訳書を作成すること。ただし、新たに開設・移転する施設以外は作成を省略して差し支えないこと。省略した場合、予算書(支出)一覧表(74-3ページ)を作成すること。

## 給与費内訳書

職員給与

(単位：千円)

職 種	常 勤 (名)	1 人当り 月額給与	月 額 給与計	年 間 給与計	年 間 賞 与	年 間 計
	非 常 勤 (名)					
	計 (名)					
医 師 (歯科医師)						
	計					
看 護 師						
	計					
准看護師						
	計					
薬 剤 師 臨床検査技師 診療放射線技師 等						
	計					
事 務 員						
	計					
そ の 他						
	計					
合 計						
	計					

役員報酬

役 職 名	氏 名	常勤・非常勤 の別	年 間 報 酬 額
理事長	〇〇 〇〇		円
理 事	〇〇 〇〇		円
：	〇〇 〇〇		円
監 事	〇〇 〇〇		円
合 計			円

(作成上の注意)

1. 施設の職員として勤務する者で、管理者（理事長）など役員報酬のみの支払者について職員数欄に人数のみを計上し、職員給与の表と役員報酬の表の間に「※常勤医師1名については、役員報酬から支払い。」などとコメントを記載すること。
2. 当該施設からの報酬額が0円の役員についても記載すること。
3. 開設する医療施設ごとに給与費内訳書を作成すること。

予算書（収入）一覧表

(初年度/次年度/次々年度) (令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

※30日/月で計算		〇〇病院	〇〇診療所	〇〇診療所	〇〇診療所
		12箇月分	12箇月分	12箇月分	6箇月分
入院患者	自費収入 1日平均(人)				
	自費収入 平均単価(円)				
	年間収入(千円)	0	0	0	0
	社保等収入 1日平均(人)				
	社保等収入 平均単価(円)				
	年間収入(千円)	0	0	0	0
	室料差額 1日平均(人)				
	室料差額 平均単価(円)				
年間収入(千円)	0	0	0	0	

外来患者数	1箇月あたり平均診療日数				
	自費収入 1日平均(人)				
	自費収入 平均単価(円)				
	年間収入(千円)	0	0	0	0
	社保等収入 1日平均(人)				
	社保等収入 平均単価(円)				
	年間収入(千円)	0	0	0	0

(単位：千円)

科 目	合計	〇〇病院	〇〇診療所	〇〇診療所	〇〇診療所
医 業 収 入	0	0	0	0	0
入 院 収 入	0	0	0	0	0
自 費 収 入	0	0	0	0	0
社会保険等収入	0	0	0	0	0
室料差額収入	0	0	0	0	0
外 来 収 入	0	0	0	0	0
自 費 収 入	0	0	0	0	0
社会保険等収入	0	0	0	0	0
文 書 料	0				
そ の 他	0				
医 業 外 収 入	0	0	0	0	0
受 取 利 息	0				
そ の 他	0				
借 入 金	0				
拠 出 金 等	0				
前年度繰越金	0				
計	0	0	0	0	0

(作成上の注意)

1. 予算明細書を作成する「新たに開設・移転する施設」も含めて記載すること。
2. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
3. 自賠法、労災法等による診療報酬は、自費収入に入れること。
4. 初年度、次年度の2年分作成すること。また、初年度が6箇月未満の場合は次々年度も作成すること。

予算書（支出）一覧表

(初年度/次年度/次々年度) (令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日)

(単位：千円)

科 目	合計	〇〇病院	〇〇診療所	〇〇診療所	〇〇診療所
医 業 費 用	0	0	0	0	0
給 与 費	0	0	0	0	0
職 員 給 与	0				
退職給与引当金	0				
法 定 福 利 費	0				
役 員 報 酬	0				
材 料 費	0	0	0	0	0
医 薬 品 費	0				
診 療 材 料 費	0				
医療消耗備品費	0				
経 費	0	0	0	0	0
福 利 厚 生 費	0				
旅 費 交 通 費	0				
職 員 被 服 費	0				
通 信 費	0				
消 耗 品 費	0				
会 議 費	0				
光 熱 水 費	0				
修 繕 費	0				
貸 借 料	0				
保 険 料	0				
交 際 費	0				
租 税 公 課	0				
そ の 他	0				
委 託 費	0				
そ の 他	0				
医 業 外 費 用	0	0	0	0	0
支 払 利 息	0				
そ の 他	0				
施 設 整 備 費	0	0	0	0	0
施 設 整 備 費	0				
医 療 機 器 購 入 費	0				
そ の 他	0				
借 入 元 金 返 済	0				
法 人 税 等	0				
翌 年 度 繰 越 金	0				
計	0	0	0	0	0

(作成上の注意)

1. 予算明細書を作成する「新たに開設・移転する施設」も含めて記載すること。
2. 初年度、次年度の2年分作成すること。また、初年度が6箇月未満の場合は次々年度も作成すること。



定款等変更の際の記載例

理事長の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

- 1 社員総会議事録
- 2 理事会議事録
- 3 医師(歯科医師)免許証
- 4 現行定款
- 5 不動産賃貸借契約書
- 6 その他

年 月 日

医療法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

- 注1. その他写しを提出し、原本証明が必要なものは適宜加えてください。  
注2. 医師(歯科医師)免許証の原本証明をする場合、理事長の押印が必要です。  
注3. 申請書の日付と同日付で作成してください。

各種届出の際の記載例

## 理事長の原本証明

次の書類の写しは、原本と相違ないことを証明する。

- 1 社員総会議事録
- 2 理事会議事録
- 3 その他

年 月 日

医療法人〇〇会  
理事長 〇〇 〇〇

- 注1. その他写しを提出し、原本証明が必要なものは適宜加えてください。
- 注2. 医師（歯科医師）免許証の原本証明をする場合、理事長の押印が必要です。
- 注3. 届出の日付と同日付で作成してください。

## VII 新旧条文对照表例、定款例

## 新旧条文対照表

新	旧
(〇〇〇) 第〇条 …… <u>△△△</u> ……………  2 (略)	(〇〇〇) 第〇条 …… <u>×××</u> ……………  2 (略)

注：変更後に関係する条文は全文書くこと。ただし、その条文のうち変更のない項はその旨を記載のうえ省略してよい。また、変更箇所（スペースの加除も含む）には下線を引くこと。

<p style="text-align: center;">社団医療法人の定款例</p>	<p style="text-align: center;">備 考</p>
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 名称及び事務所</p> <p>(名称)  <b>第 1 条</b> 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>(事務所)  <b>第 2 条</b> 本社は事務所を神奈川県〇〇市〇〇町〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 目的及び事業</p> <p>(目的)  <b>第 3 条</b> 本社は、診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療を普及することを目的とする。</p> <p>(事業)  <b>第 4 条</b> 本社の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。                  〇〇診療所 神奈川県〇〇市〇〇町〇番地</p> <p><b>第 4 条の 2</b> 本社は、前条に掲げる診療所を経営するほか、次の業務を行う。                  〇〇法に基づく〇〇業務                  〇〇事業所 神奈川県〇〇市〇〇町〇番地</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 基 金</p> <p>(募集)  <b>第 5 条</b> 本社は、その財政的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。</p> <p>(返還義務)  <b>第 6 条</b> 本社は、基金の拠出者に対して、本社団と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。</p> <p>(返還手続き)  <b>第 7 条</b> 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めてください。</li> <li>・ビルの一室を事務所とする場合は、階数階数（フロアの一部を使用する場合は部屋番号、区画名等）まで定めてください（ビル名も定めることが望ましい。）。</li> <li>・複数の診療所を開設する場合は、すべてこれを記載してください。また、開設する診療所が 1 箇所の場合は第 2 条の事務所と所在地は原則として同じにしてください。</li> <li>・ビルの一室を診療所とする場合は、階数（フロアの一部を使用する場合は部屋番号、区画名等）まで定めてください。（ビル名も定めることが望ましい。）</li> </ul>

社団医療法人の定款例	備考
<p>2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。</p> <p>(1) 基金（代替基金を含む。）</p> <p>(2) 資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額</p> <p>3 前項の規定に違反して本会社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本会社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。</p> <p>4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、同項の責任を負わない。</p> <p>5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。</p> <p>6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本会社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本会社に対して返還することを請求することができる。</p> <p>(返還に係る債権)</p> <p><b>第8条</b> 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。</p> <p>(代替基金)</p> <p><b>第9条</b> 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。</p> <p>2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第4章 資産及び会計</b></p> <p>(資産の構成)</p> <p><b>第10条</b> 本会社の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 事業に伴う収入</p> <p>(4) その他の収入</p> <p>2 本会社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>(資産の管理)</p> <p><b>第11条</b> 本会社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p><b>第12条</b> 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p>	<p>・取り崩すことができない科目をすべて掲げてください。</p> <p>・土地・建物等を拠出（寄附）される場合は、これを基本財産とすることが望まれます。この場合、定款に基本財産の条項を挿入する必要があります。</p>

社団医療法人の定款例	備 考
<p>(予算の議決)  <b>第 13 条</b> 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>(会計年度)  <b>第 14 条</b> 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p> <p>(決算の承認)  <b>第 15 条</b> 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。  <b>2</b> 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。  <b>3</b> 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を<u>神奈川県知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>(剰余金の処分)  <b>第 16 条</b> 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 社 員</p> <p>(社員資格の取得)  <b>第 17 条</b> 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。  <b>2</b> 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>(社員資格の喪失)  <b>第 18 条</b> 社員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。                      (1) 除 名                      (2) 死 亡                      (3) 退 社  <b>2</b> 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(退社)  <b>第 19 条</b> やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、( <u>理事長に届け出て、社員総会の承認を得て</u> )退社することができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 社員総会</p>	<p>・任意に 1 年間で定めても差し支えありません。                      (法第 53 条参照)</p> <p>・下線部、又は○○市長、以下同じ。</p> <p>・退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えありません。                      ・( )内の下線部は、その直前の文言に代えて選択できる内容です。以下同じ。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(会議の開催)</p> <p><b>第20条</b> 理事長は、定時社員総会を、毎年2回、○月及び○月に開催する。</p> <p>2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</p> <p>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</p> <p>(議長を選任)</p> <p><b>第21条</b> 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</p> <p>(議決事項)</p> <p><b>第22条</b> 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更</p> <p>(3) 収支予算及び決算の決定又は変更</p> <p>(4) 重要な資産の処分</p> <p>(5) 借入金額の最高限度の決定</p> <p>(6) 社員の入社及び除名</p> <p>(7) 本社の解散</p> <p>(8) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</p> <p>2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</p> <p>(議決の方法)</p> <p><b>第23条</b> 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</p> <p>2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</p> <p>(議決権及び選挙権)</p> <p><b>第24条</b> 社員は、社員総会において各1個の議決権及び選挙権を有する。</p> <p>(書面議決及び代理人)</p> <p><b>第25条</b> 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使すること</p>	<p>・ 定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年2回以上開催します。</p> <p>・ 5分の1を下回る割合を定めることも可能です。</p> <p>・ 招集の通知は、定款で定めた方法により行います。書面のほか電子的方法によることも可能です。</p>

<p style="text-align: center;"><b>社団医療法人の定款例</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>備 考</b></p>
<p>ができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</p> <p><b>3</b> 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</p> <p>(議決権のない場合)</p> <p><b>第 26 条</b> 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>(議事録)</p> <p><b>第 27 条</b> 社員総会の議事については、次の事項の内容を記載(又は記録)した議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 社員の現在数及び氏名</p> <p>(3) 出席社員の数及び氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名</p> <p>(6) 出席した理事又は監事の氏名</p> <p>(7) 議長の氏名</p> <p>(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(9) その他法令で定める事項</p> <p><b>2</b> 議事録には議長及び議事録署名人が、署名(若しくは記名押印又は電子署名)する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出する。</p> <p>(細則)</p> <p><b>第 28 条</b> 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 7 章 役 員</b></p> <p>(役員の種類及び定数)</p> <p><b>第 29 条</b> 本社団に次の役員を置く。</p> <p>(1) 理 事 3 名以上 5 名以内                  うち 理事長 1 名</p> <p>(2) 監 事 1 名</p> <p>(役員の選任)</p> <p><b>第 30 条</b> 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p> <p><b>2</b> 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。</p> <p><b>3</b> 本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、神奈川県知事の認可を受けた場合はこの限りではない。</p> <p><b>4</b> 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。</p> <p><b>5</b> 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</p>	<p>・社員総会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。(法施行規則第 31 条の 3 の 2、第 31 条 3 の 3 及び第 31 条 3 の 4 参照)</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第 1 項を「記載」としてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「記録」としてください。</p> <p>・電子署名：法施行規則第 31 条の 5 の 5 参照</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第 2 項を「署名」か「記名押印」のいずれかとしてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「電子署名」としてください。</p> <p>・役員は、理事 3 名以上及び監事 1 名以上を置くことが原則です。(法第 46 条の 5 第 1 項)</p> <p>・役員定数を変更する場合は、理事の上限数を変更する場合は、法人の実態に合わせて、下限数も変更してください。</p> <p>・理事の職への再任を妨げるものではありません。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>(役員の職務及び権限)</p> <p><b>第31条</b> 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p><b>2</b> 理事長は、本社団の業務を執行し、</p> <p>(例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p><b>3</b> 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p><b>4</b> 監事は、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社団の業務を監査すること。</p> <p>(2) 本社団の財産の状況を監査すること。</p> <p>(3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。</p> <p>(4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを神奈川県知事、社員総会又は理事会に報告すること。</p> <p>(5) 第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</p> <p>(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p><b>5</b> 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>(役員の任期)</p> <p><b>第32条</b> 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p><b>2</b> 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p><b>3</b> 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>(役員の解任)</p> <p><b>第33条</b> 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>(役員の報酬等)</p> <p><b>第34条</b> 役員の報酬等は、</p> <p>(例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</p> <p>(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</p>	<p>・この報告は、実際に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません。</p> <p>・3分の2を上回る割合を定めることもできます。</p> <p>・役員の報酬等について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要があります。</p> <p>・定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の</p>

社団医療法人の定款例	備 考
<p>(例 3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</p> <p>(競業及び利益相反取引の制限)</p> <p><b>第 35 条</b> 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</p> <p>(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引</p> <p>(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引</p> <p>2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</p> <p>(責任の一部免除又は限定)</p> <p><b>第 36 条</b> 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</p> <p>2 本社は、非理事長理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 理事会</p> <p>(構成)</p> <p><b>第 37 条</b> 理事会は、すべての理事をもって構成する。</p> <p>(職務)</p> <p><b>第 38 条</b> 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</p> <p>(1) 本社の業務執行の決定</p> <p>(2) 理事の職務の執行の監督</p> <p>(3) 理事長の選出及び解職</p> <p>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</p> <p>(5) 多額の借財の決定</p> <p>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</p> <p>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</p> <p>(招集)</p> <p><b>第 39 条</b> 理事会は、</p> <p>(例 1) 各理事が招集する。</p> <p>(例 2) 理事長(又は理事会で定める理事)が招集する。この場合、理事長(又は理事会で定める理事)が欠けたとき又は理事長(理事会で定める理事)に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長(又は理事会で定める理事、又は各理事)は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p>	<p>「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えありません。ただし、監事が 2 人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定めます。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではありません。</p> <p>・本条を規定するか否かは任意です。</p> <p>・原則、各理事が理事会を招集しますが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができます。</p> <p>・1 週間を下回る期間を定めることもできます。</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p>3 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>(議長)</p> <p><b>第40条</b> 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>(理事会の決議)</p> <p><b>第41条</b> 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(議事録)</p> <p><b>第42条</b> 理事会の議事については、次の事項の内容を記載(又は記録)した議事録を作成し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 理事及び監事の現在数及び氏名</p> <p>(3) 出席した理事及び監事の数及び氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</p> <p>(6) 議長の氏名</p> <p>(7) その他法令で定める事項</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名(若しくは記名押印又は電子署名)する。</p> <p>(細則)</p> <p><b>第43条</b> 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第9章 定款の変更</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第44条</b> この定款は、社員総会の議決を経、かつ、神奈川県知事の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 解散、合併及び分割</p> <p>(解散)</p> <p><b>第45条</b> 本社は、次の事由によって解散する。</p>	<p>・過半数を上回る割合を定めることもできます。</p> <p>・本項を規定するか否かは任意です。</p> <p>・理事会の議事録は、電磁的記録によって作成することも可能です。(法施行規則第31条の5の4及び第31条の5の5参照)</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第1項を「記載」としてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「記録」としてください。</p> <p>・署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可能です。</p> <p>・議事録を紙で作成・保管する場合は、第2項を「署名」か「記名押印」のいずれかとしてください。電磁的記録によって作成・保管する場合は「電子署名」としてください。</p>

社団医療法人の定款例	備 考
<p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の決議</p> <p>(3) 第 4 条に掲げる診療所のすべてを廃止したとき</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 社員の欠亡</p> <p>(6) 破産手続開始の決定</p> <p>(7) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。</p> <p>3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により解散する場合は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第 1 項第 4 号又は第 6 号の事由によって本会社が解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(清算人)</p> <p><b>第 46 条</b> 本会社が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、前条第 1 項第 3 号又は第 5 号の事由によって本会社が解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p> <p>(残余財産)</p> <p><b>第 47 条</b> 本会社が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 地方公共団体</p> <p>(3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者</p> <p>(4) 都道府県医師会又は郡市区医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)</p> <p>(5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないもの</p> <p>(合併)</p> <p><b>第 48 条</b> 本社は、総社員の同意があるときは、神奈川県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。</p> <p>(分割)</p> <p><b>第 49 条</b> 本社は、総社員の同意があるときは、神奈川県知事の認可を得て、分割することができる。</p>	<p>・持分あり医療法人、社会医療法人、特定医療法人は、分割の規定から除外されていますので、この条は規定できません。(法第 60 条参照)</p>

社団医療法人の定款例	備考
<p style="text-align: center;">第 11 章 雑 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p><b>第 50 条</b> 本社の公告は、</p> <p>(例 1) 官報に掲載する方法によって行う。</p> <p>(例 2) 法令に定めがある場合を除き、〇〇新聞に掲載する方法によって行う。</p> <p>(例 3) 法令に定めがある場合を除き、電子公告(ホームページ)によって行う。</p> <p>(例 3 の場合)</p> <p><b>2</b> 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報(又は〇〇新聞)に掲載する方法によって行う。</p> <p>(他法との関係)</p> <p><b>第 51 条</b> この定款に定めがない事項については、医療法、民法その他の法令による。</p> <p>(施行細則)</p> <p><b>第 52 条</b> この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><b>第 1 条</b> 本社の設立当初の役員は、次のとおりとする。</p> <p>理事長 ○ ○ ○ ○</p> <p>理 事 △ △ △ △</p> <p>同 △ △ ○ ○</p> <p>監 事 □ □ □ □</p> <p><b>第 2 条</b> 本社の最初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず、設立の日から〇年〇月〇日までとする。</p> <p><b>第 3 条</b> 本社の設立当初の役員の任期は、第 32 条第 1 項の規定にかかわらず、〇年〇月〇日までとする。</p>	<p>・ 法第 44 条第 4 項参照。</p> <p>・ 設立の日から 1 年以内の日付を設定してください。</p> <p>・ 設立の日から 2 年以内の日付を設定してください。</p>

## 新旧条文対照表

新	旧
<u>第 4 章 資産及び会計</u>	(新設)
(資産の構成)	(新設)
<u>第 10 条 本社の資産は次のとおりとする。</u>	
(1) 設立当時の財産	
(2) 設立後寄附された金品	
(3) 事業に伴う収入	
(4) その他の収入	
<u>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</u>	
(資産の管理)	(新設)
<u>第 11 条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</u>	
<u>第 12 条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</u>	(新設)
(予算の議決)	(新設)
<u>第 13 条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</u>	
(会計年度)	(新設)
<u>第 14 条 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</u>	
(決算の承認)	(新設)
<u>第 15 条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</u>	
<u>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u>	
<u>3 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報</u>	

<p><u>告書等及び監事の監査報告書を神奈川県知事に届け出なければならない。</u></p> <p>(剰余金の処分)</p> <p><u>第 16 条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 社 員</u></p> <p>(社員資格の取得)</p> <p><u>第 17 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p><u>第 18 条 社員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。</u></p> <p>(1) 除 名          (2) 死 亡          (3) 退 社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(退社)</p> <p><u>第 19 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、(理事長に届け出て、社員総会の承認を得て)退社することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 6 章 社員総会</u></p> <p>(会議の開催)</p> <p><u>第 20 条 理事長は、定時社員総会を、毎年 2 回、○月及び○月に開催する。</u></p> <p>2 <u>理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</u></p> <p>3 <u>理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p>4 <u>社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u></p> <p>(議長を選任)</p>	<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 4 章 社 員</u></p> <p>(社員資格の取得)</p> <p><u>第 10 条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</u></p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>(社員資格の喪失)</p> <p><u>第 11 条 社員は、次に掲げる事由によりその資格を失う。</u></p> <p>(1) 除 名          (2) 死 亡          (3) 退 社</p> <p>2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者は、社員総会の議決を経て除名することができる。</p> <p>(退社)</p> <p><u>第 12 条 前条に定める場合のほかやむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、社員総会の承認を得て退社することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><b>第 21 条</b> <u>社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。</u></p>	
<p>(議決事項)</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>第 22 条</b> <u>次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</u></p>	
<p>(1) <u>定款の変更</u></p>	
<p>(2) <u>毎事業年度の事業計画の決定又は変更</u></p>	
<p>(3) <u>収支予算及び決算の決定又は変更</u></p>	
<p>(4) <u>重要な資産の処分</u></p>	
<p>(5) <u>借入金額の最高限度の決定</u></p>	
<p>(6) <u>社員の入社及び除名</u></p>	
<p>(7) <u>本団体の解散</u></p>	
<p>(8) <u>他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定</u></p>	
<p><b>2</b> <u>その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。</u></p>	
<p>(議決の方法)</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>第 23 条</b> <u>社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。</u></p>	
<p><b>2</b> <u>社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p>	
<p><b>3</b> <u>前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p>	
<p>(議決権及び選挙権)</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>第 24 条</b> <u>社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。</u></p>	
<p>(書面議決及び代理人)</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>第 25 条</b> <u>社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p>	
<p><b>2</b> <u>社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</u></p>	
<p><b>3</b> <u>代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p>	
<p>(議決権のない場合)</p>	<p>(新設)</p>
<p><b>第 26 条</b> <u>社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。</u></p>	

<p><u>(議事録)</u></p> <p><b>第 27 条</b> 社員総会の議事については、次の事項の内容を記載（又は記録）した議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</p> <p>(1) 開催の日時及び場所</p> <p>(2) 社員の現在数及び氏名</p> <p>(3) 出席社員の数及び氏名</p> <p>(4) 議事の経過の要領及びその結果</p> <p>(5) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する社員があるときは、当該社員の氏名</p> <p>(6) 出席した理事又は監事の氏名</p> <p>(7) 議長の氏名</p> <p>(8) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名</p> <p>(9) その他法令で定める事項</p> <p>2 議事録には議長及び議事録署名人が、署名（若しくは記名押印又は電子署名）する。ただし、議事録署名人は、社員総会において出席社員のうちから選出する。</p> <p><u>(細則)</u></p> <p><b>第 28 条</b> 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><b>第 5 章 資産及び会計</b></p> <p><u>(資産の構成)</u></p> <p><b>第 13 条</b> 本社の資産は次のとおりとする。</p> <p>(1) 設立当時の財産</p> <p>(2) 設立後寄附された金品</p> <p>(3) 諸種の資産から生ずる果実</p> <p>(4) 事業に伴う収入</p> <p>(5) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p><u>(資産の管理)</u></p> <p><b>第 14 条</b> 本社の資産は、社員総会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p> <p><u>(予算の議決)</u></p> <p><b>第 15 条</b> 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>
--	---

<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(会計年度)</u>  <b>第 16 条</b> 本社の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(決算の承認)</u>  <b>第 17 条</b> 本社の決算については、毎会計年度終了後 2 月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。  <b>2</b> 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。  <b>3</b> 本社は、毎会計年度終了後 3 月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を神奈川県知事に届け出なければならない。</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(剰余金の処分)</u>  <b>第 18 条</b> 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事会及び社員総会の議決を経て積立金として積み立てるものとし、配当してはならない。</p>
<p>第 7 章 役員</p>	<p>第 6 章 役員</p>
<p>(役員の種類及び定数)  <b>第 29 条</b> 本会社に次の役員を置く。          (1) 理事 3 名以上 5 名以内              うち 理事長 1 名          (2) 監事 1 名</p>	<p>(役員の種類及び定数)  <b>第 19 条</b> 本会社に次の役員を置く。          (1) 理事 3 名以上 5 名以内              うち 理事長 1 名          (2) 監事 1 名</p>
<p><u>(役員を選任)</u>  <b>第 30 条</b> 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。</p>	<p><u>(新設)</u>  <b>2</b> 理事及び監事は、社員総会において選任する。</p>
<p><u>(削除)</u>  <b>2</b> 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。  <b>3</b> 本社の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、神奈川県知事の認可を受けた場合はこの限りではない。  <b>4</b> 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。  <b>5</b> 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</p>	<p><u>(役員を選任)</u>  <b>第 20 条</b> 理事長は、理事の互選によって定める。  <b>2</b> 本社の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、神奈川県知事の認可を受けた場合はこの限りではない。  <b>3</b> 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。  <b>4</b> 理事又は監事のうち、その定数の 5 分の 1 を超える者が欠けたときは、1 月以内に補充しなければならない。</p>
<p>(役員職務及び権限)  <b>第 31 条</b> 理事長は本会社を代表し、本会社の業務に</p>	<p>(役員職務及び権限)  <b>第 21 条</b> 理事長のみが本会社を代表する。</p>

<p><u>関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</u></p> <p>2 理事長は、<u>本社団の業務を執行し、</u>          (例 1) 3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。          (例 2) <u>毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。          (1) 本社団の業務を監査すること。          (2) 本社団の財産の状況を監査すること。          (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること。          (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを神奈川知事、<u>社員総会又は理事会に報告すること。</u>          (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。          (6) <u>理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</u></p> <p>5 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>(役員任期)  <b>第 32 条</b> 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。          2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。          3 役員は、<u>第 29 条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</u></p> <p>(役員解任)  <b>第 33 条</b> 役員は、<u>社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席</u></p>	<p>2 理事長は、本社団の業務を<u>総理する。</u></p> <p>3 <u>理事は、本社団の常務を処理し、</u>理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。          (1) 本社団の業務を監査すること。          (2) 本社団の財産の状況を監査すること。          (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会<u>又は理事に提出すること。</u>          (4) 第 1 号又は第 2 号による監査の結果、本社団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを神奈川知事<u>又は社員総会に報告すること。</u>          (5) 第 4 号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。          (6) <u>本社団の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u></p> <p>5 監事は、本社団の理事又は職員（本社団の開設する診療所の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。</p> <p>(役員任期)  <b>第 22 条</b> 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。          2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。          3 役員は、<u>任期満了後といえども、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>
--	--

<p><u>した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</u></p>	
<p><u>(役員報酬等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 34 条</b> <u>役員報酬等は、</u>  <u>(例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより支給する。</u>  <u>(例 2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、</u>  <u>〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。</u>  <u>(例 3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。</u></p>	
<p><u>(競業及び利益相反取引の制限)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 35 条</b> <u>理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</u>  <u>(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引</u>  <u>(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引</u>  <u>(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその他の理事との利益が相反する取引</u></p>	
<p><b>2</b> <u>前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p>	
<p><u>(責任の一部免除又は限定)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 36 条</b> <u>本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。</u></p>	
<p><b>2</b> <u>本社は、非理事長理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該非理事長理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u></p>	
<p><b>第 8 章 理事会</b></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(構成)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 37 条</b> <u>理事会は、すべての理事をもって構成する。</u></p>	
<p><u>(職務)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 38 条</b> <u>理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。</u>  <u>(1) 本社の業務執行の決定</u></p>	

<p><u>(2) 理事の職務の執行の監督</u>  <u>(3) 理事長の選出及び解職</u>  <u>(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定</u>  <u>(5) 多額の借財の決定</u>  <u>(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定</u>  <u>(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定</u></p>	
<p><u>(招集)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 39 条</b> 理事会は、  <u>(例 1) 各理事が招集する。</u>  <u>(例 2) 理事長 (又は理事会で定める理事) が招集する。この場合、理事長 (又は理事会で定める理事) が欠けたとき又は理事長 (理事会で定める理事) に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</u>  <b>2</b> <u>理事長 (又は理事会で定める理事、又は各理事) は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</u>  <b>3</b> <u>理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</u>  <b>4</b> <u>前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</u></p>	
<p><u>(議長)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 40 条</b> <u>理事会の議長は、理事長とする。</u></p>	
<p><u>(理事会の決議)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 41 条</b> <u>理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  <b>2</b> <u>前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	
<p><u>(議事録)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><b>第 42 条</b> <u>理事会の議事については、次の事項の内容を記載 (又は記録) した議事録を作成し、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。</u>  <u>(1) 開催の日時及び場所</u>  <u>(2) 理事及び監事の現在数及び氏名</u></p>	

<p>(3) <u>出席した理事及び監事の数及び氏名</u></p> <p>(4) <u>議事の経過の要領及びその結果</u></p> <p>(5) <u>決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名</u></p> <p>(6) <u>議長の氏名</u></p> <p>(7) <u>その他法令で定める事項</u></p> <p><u>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名（若しくは記名押印又は電子署名）する。</u></p> <p><u>(細則)</u></p> <p><u>第 43 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 7 章 会 議</u></p> <p><u>(会議の種類)</u></p> <p><u>第 23 条 会議は、社員総会及び理事会の二つとし、社員総会はこれを定時総会と臨時総会に分ける。</u></p> <p><u>(会議の開催)</u></p> <p><u>第 24 条 定時総会は、毎年 2 回、3 月及び 5 月に開催する。</u></p> <p><u>(招集)</u></p> <p><u>第 25 条 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</u></p> <p><u>2 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</u></p> <p><u>3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から会議に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。</u></p> <p><u>4 理事会を構成する理事の 3 分の 1 以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u></p> <p><u>(議決事項)</u></p> <p><u>第 26 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。</u></p> <p><u>(1) 定款の変更</u></p> <p><u>(2) 毎事業年度の事業計画の決定及び変更</u></p> <p><u>(3) 収支予算及び決算の決定</u></p> <p><u>(4) 剰余金又は損失金の処理</u></p> <p><u>(5) 借入金額の最高限度の決定</u></p>
---	--

<p><u>(削除)</u></p>	<p>(6) <u>社員の入社及び除名</u>                  (7) <u>本社の解散</u>                  (8) <u>他の医療法人との合併契約の締結</u>                  (9) <u>その他重要な事項</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(議決の方法)</u>  <b>第 27 条</b> <u>社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u>  <b>2</b> <u>社員総会の議事は、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u>  <b>3</b> <u>前項の場合において、議長は、社員として議決に加わることができない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(招集の通知)</u>  <b>第 28 条</b> <u>社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに会議の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。</u>  <b>2</b> <u>社員総会においては、前項の規定によってあらかじめ通知した事項のほか議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(議決権及び選挙権)</u>  <b>第 29 条</b> <u>社員は、社員総会において 1 個の議決権及び選挙権を有する。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(書面議決及び代理人)</u>  <b>第 30 条</b> <u>社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。</u>  <b>2</b> <u>代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(議事録)</u>  <b>第 31 条</b> <u>社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、理事長はこれを確実に保存しなければならない。</u>                  (1) <u>開催の日時及び場所</u>                  (2) <u>社員の現在数及び氏名</u>                  (3) <u>出席社員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者についてはその旨を付記すること。）</u>                  (4) <u>議決事項</u>                  (5) <u>議事の経過及び要領</u>  <b>2</b> <u>議事録には議長及び議事録署名人が、署名捺印しなければならない。ただし、議事録署名人は、社員</u></p>

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 定款の変更</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第 44 条</b> この定款は、社員総会の議決を経、かつ、神奈川県知事の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 10 章 解散、合併及び分割</u></p> <p>(解散)</p> <p><b>第 45 条</b> 本社は、次の事由によって解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の<u>決議</u></p> <p>(3) 第 4 条に掲げる診療所のすべてを廃止したとき</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 社員の欠亡</p> <p>(6) 破産手続開始の決定</p> <p>(7) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の<u>決議</u>をすることができない。</p> <p>3 第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由により<u>解散する場合は</u>、神奈川県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第 1 項第 4 号又は第 6 号の事由によって本会社が</p>	<p><u>総会において出席社員のうちから選出するものとする。</u></p> <p>(理事会)</p> <p><b>第 32 条</b> 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 社員総会に付議する事項</p> <p>(2) その他理事長が付議する事項</p> <p>(議決権のない場合)</p> <p><b>第 33 条</b> 会議の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。</p> <p>(細則)</p> <p><b>第 34 条</b> 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。</p> <p>2 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更)</p> <p><b>第 35 条</b> この定款は、社員総会の議決を経、かつ、神奈川県知事の認可を受けなければ変更することができない。</p> <p>(新設)</p> <p>(解散)</p> <p><b>第 36 条</b> 本社は、次の各号に掲げる事由により解散する。</p> <p>(1) 目的たる業務の成功の不能</p> <p>(2) 社員総会の<u>議決</u></p> <p>(3) 第 4 条に掲げる診療所のすべてを廃止したとき</p> <p>(4) 他の医療法人との合併</p> <p>(5) 社員の欠亡</p> <p>(6) 破産手続開始の決定</p> <p>(7) 設立認可の取消</p> <p>2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の<u>議決</u>をすることができない。</p> <p>3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由による解散は、神奈川県知事の認可を受けなければならない。</p> <p>4 第 1 項第 4 号又は第 6 号に掲げる事由によって本</p>
---	--

<p>解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(清算人)</p> <p><b>第 46 条</b> 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、前条第 1 項第 3 号又は第 5 号の事由によって本団が解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p> <p>(残余財産)</p> <p><b>第 47 条</b> 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 地方公共団体</p> <p>(3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者</p> <p>(4) <u>都道府県医師会又は郡市区医師会</u>（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）</p> <p>(5) <u>財団たる医療法人又は社団たる医療法人</u>であって持分の定めのないもの</p> <p>(合併)</p> <p><b>第 48 条</b> 本団は、総社員の同意があるときは、神奈川県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。</p> <p>(分割)</p> <p><b>第 49 条</b> 本団は、総社員の同意があるときは、神奈川県知事の認可を得て、分割することができる。</p> <p>第 11 章 雑 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p><b>第 50 条</b> 本団の公告は、</p> <p><u>(例 1) 官報に掲載する方法によって行う。</u></p> <p><u>(例 2) 法令に定めがある場合を除き、〇〇新聞に掲載する方法によって行う。</u></p>	<p>本団が解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>(清算人)</p> <p><b>第 37 条</b> 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。</p> <p>2 清算人は、前条第 1 項第 3 号及び第 5 号に掲げる事由によって本団が解散した場合には、神奈川県知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。</p> <p>(1) 現務の結了</p> <p>(2) 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>(3) 残余財産の引渡し</p> <p>(残余財産)</p> <p><b>第 38 条</b> 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。</p> <p>(1) 国</p> <p>(2) 地方公共団体</p> <p>(3) 医療法第 31 条に定める公的医療機関の開設者</p> <p>(4) <u>郡市区医師会又は都道府県医師会</u>（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）</p> <p>(5) <u>財団医療法人又は社団医療法人</u>であって持分の定めのないもの</p> <p>(合併)</p> <p><b>第 39 条</b> 本団は、総社員の同意があるときは、神奈川県知事の認可を得て、他の社団医療法人と合併することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第 9 章 雑 則</p> <p>(公告の方法)</p> <p><b>第 40 条</b> 本団の公告は、<u>官報（及び〇〇新聞）によって行う。</u></p>
---	---

<p><u>(例 3) 法令に定めがある場合を除き、電子公告（ホームページ）によって行う。</u></p> <p><u>(例 3 の場合)</u></p> <p><u>2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は〇〇新聞）に掲載する方法によって行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(他法との関係)</p> <p><b>第 51 条</b> この定款に定めがない事項については、医療法、民法その他の法令による。</p> <p>(施行細則)</p> <p><b>第 52 条</b> この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>	<p><u>(施行期日)</u></p> <p><b>第 41 条</b> この定款は、神奈川県知事の認可の日より施行する。</p> <p>(他法との関係)</p> <p><b>第 42 条</b> この定款に定めがない事項については、医療法、民法その他の法令による。</p> <p>(施行細則)</p> <p><b>第 43 条</b> この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p>
---	--

## VIII 議事録記載例

診療所増設等の場合の記載例

医療法人〇〇会臨時社員総会議事録

- 1 日時 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 場所 神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
医療法人〇〇会 会議室 において
- 3 社員の現在数及び氏名  
(社員の現在数〇名)  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 4 出席した社員数及び氏名  
(〇名出席)  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 5 出席した理事及び監事の氏名  
理事 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
監事 〇〇 〇〇
- 6 議事録作成者  
〇〇 〇〇

定款第〇条の規定に基づき必要な定足数に達したことを確認し、定款第〇条の規定に基づき、〇〇 〇〇が議長に選任され、議事に入った。

第1号議案 新規診療所開設の件

議長〇〇 〇〇は発言し、次のとおり新たに診療所を開設したい旨述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

①開設予定場所

神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

②診療所の名称

医療法人〇〇会〇〇診療所

③開設予定時期

〇年〇月〇日

第2号議案 貸借契約締結の件

議長は発言し、第1号議案の承認に伴い、次のとおり貸借契約を締結する必要がある旨述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

①貸借人の名称

株式会社〇〇

②物件所在地

神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

第3号議案 役員定数変更の件

議長は、事業の拡大に伴い、役員定数を現行の「〇名以上〇名以内」から「〇名以上〇名以内」に変更したい旨述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第4号議案 定款の一部変更の件

議長は、第1号議案及び第3号議案の承認及び医療法改正に対応するため、別紙新旧条文対照表のとおり、定款を一部変更する必要がある旨述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第5号議案 新規診療所の管理者及び理事選任の件

議長は、第1号議案の承認に伴い、新規診療所の管理者として〇〇 〇〇氏を選任し、また〇〇 〇〇氏は現在当法人の理事ではないため、定款第〇条の規定に基づき、当法人の理事として選任する必要がある旨述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

なお、〇〇 〇〇氏はこの定款変更認可申請が神奈川県知事に認可された後、診療所開設日をもって、理事就任となることを承諾した。

第6号議案 法人の事業計画及び予算の変更設定の件

議長は、新規診療所の開設計画に伴い、本年度の事業計画及び予算明細を別紙のとおり変更したい旨述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第7号議案 議事録署名人選任の件

議長は、定款第〇条の規定に基づき、議事録署名人を選任する必要がある旨述べ、一同に諮ったところ、〇〇 〇〇氏が選任され、〇〇 〇〇氏はこれを承諾した。

本日の決議を確認するため、議長及び議事録署名人が記名押印する。(注1)

議長                    ○○ ○○                    ④

議事録署名人                    ○○ ○○                    ④

※ 本議事録は参考例です。

これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載してください。

注1 法人の現行定款に基づき、記名押印、署名（捺印）、又は電子署名を行ってください。

役員改選等の場合の記載例

医療法人〇〇会定時社員総会議事録

- 1 日時 年月日 時分～ 時分
- 2 場所 神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
医療法人〇〇会 会議室 において
- 3 社員の現在数及び氏名  
(社員の現在数〇名)  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 4 出席した社員数及び氏名  
(〇名出席)  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 5 出席した理事及び監事の氏名  
理事 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
監事 〇〇 〇〇
- 6 議事録作成者  
〇〇 〇〇

定款第〇条の規定に基づき必要な定足数に達したことを確認し、定款第〇条の規定に基づき、〇〇 〇〇が議長に選任され、議事に入った。

第1号議案 〇年期決算承認の件

議長〇〇 〇〇は発言し、〇年期（〇年〇月〇日から〇年〇月〇日）決算について監事〇〇 〇〇に説明を求めた。

監事〇〇 〇〇は財産目録、貸借対照表及び損益計算書等により詳細に説明し、その承認を求めたところ全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

第2号議案 役員改選の件

議長〇〇 〇〇は発言し、〇年〇月〇日をもって現在の役員が任期満了を迎えるため、その改選について諮ったところ、議長の指名に一任したい旨動議があり、全員異議なくこれを承認したため、議長は次の者を理事及び監事に選任する旨述べ賛否を諮ったところ満場

一致でこれを可決し、かつ被選任者も全員これを承諾した。

理事 ○○ ○○

理事 ○○ ○○

理事 ○○ ○○

理事 ○○ ○○

理事 ○○ ○○

監事 ○○ ○○

第3号議案 議事録署名人選任の件

議長は、定款第○条の規定に基づき、議事録署名人を選任する必要がある旨述べ、一同に諮ったところ、○○ ○○氏が選任され、○○ ○○氏はこれを承諾した。

本日の決議を確認するため、議長及び議事録署名人が記名押印する。(注1)

議長 ○○ ○○ ④

議事録署名人 ○○ ○○ ④

※ 本議事録は参考例です。

これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載してください。

注1 法人の現行定款に基づき、記名押印、署名(捺印)、又は電子署名を行ってください。

## 医療法人〇〇会理事会議事録

- 1 日時 年 月 日 時 分～ 時 分
- 2 場所 神奈川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
医療法人〇〇会 会議室 において
- 3 理事及び監事の現在数及び氏名  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 4 出席した理事及び監事の数及び氏名  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- 5 議事録作成者  
〇〇 〇〇

定款第〇条の規定に基づき必要な定足数に達したことを確認し、定款第〇条の規定に基づき、理事長〇〇 〇〇が議長となり、議事に入った。

### 議案 理事長選任の件

議長〇〇 〇〇は発言し、理事長の選任について諮ったところ、満場一致で次の者を選任し、被選任者もこれを承諾した。

理事長 〇〇 〇〇

本日の決議を確認するため、出席した理事及び監事が記名押印する。(注1)

理事	〇〇 〇〇	⑩
理事	〇〇 〇〇	⑩
理事	〇〇 〇〇	⑩
理事	〇〇 〇〇	⑩
監事	〇〇 〇〇	⑩

※ 本議事録は参考例です。

これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載してください。

注 1 法人の現行定款に基づき、記名押印、署名（捺印）、又は電子署名を行ってください。